

# 令和7年度 第10回 大和郡山市放課後児童クラブ代表者会議 協議・決定事項

## ○開催日時

令和8年3月23日（月）9：00～

## ○開催場所

大和郡山市城址会館

## ○出席者

代表者会議委員 11名

事務局 3名

## ○協議・決定事項

### 2. 次年度の代表者会議について

・次年度の代表者会議について報告し、協議を行った。今年度の代表者会議については今回で最終となるが、次年度についても引き続き代表者会議を実施したいと考えており、全学童保育所の代表者宛に委員の選出について改めて依頼したいと考えている。スケジュール等を協議した結果、新年度早々に依頼文を各学童保育所に配布のうえ、4月中旬頃までに回答を依頼し、4月22日（水）に第1回を開催することとした。

### 3. 放課後児童クラブの運営移行について

・放課後児童クラブの運営移行について協議を行った。前回の代表者会議で統一的な運営の実施に関して、まずは運営形態等について協議することとしていたため、「組織の形態について」、「総会等定例の実施事項について」、「市、サポートセンター、支援員、保護者会の役割分担について」に関し、事務局で作成した案を報告し内容について協議を行ったもの。

組織の形態については、サポートセンターを運営主体とし、体制が整い次第、一

一般社団法人化することを想定している。現行の本市条例を改めて精査したところ、市職員が事務局での勤務も含めて当該一般社団法人への派遣が認められていないことが確認されたため、組織形態的には一般社団法人と同様の体制を整備し、人員の配置など体制が整った時点で法人登記等の手続を行い、そのタイミングで市職員が組織を離れることを想定している。

組織の構成としては次のとおり。役員（以下名称等は仮称）については、理事として、参加学童保育所の支援員の代表を2年の任期で選任し、再任は妨げないこととする。なお、理事の中から1名代表理事を選出するものとする。監事については、利用児童保護者の代表を参加学童保育所から1名選任し、学童保育所ごとに1年任期で輪番にて担当することを想定。次に総会に参加し、組織の意思決定についての議決権を有する社員については、理事が社員を兼ねることに加え、参加学童保育所の利用児童保護者の代表を1名ずつ選任することとする。ただし、委任状や議決権行使書等を用いることにより、選任された保護者の負担とならないための配慮を行うことを想定している。また、事務局については一旦、現行のサポートセンター職員が務めることとし、上記のとおり体制が整い、一般社団法人化のタイミングで市職員は事務局を離れることを想定している。

総会等定例の実施事項については次のとおり。総会は全社員をもって構成し、予算・決算等計算書類等の承認、役員等の選任・解任、定款等の変更、その他組織・運営形態等に関わる重要事項の決議を行うものとする。代表理事が招集し、原則年1回開催するもの。次に理事会は全理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、代表理事の選定等組織運営に関する事項について決議を行うものとする。代表理事が招集し、原則年2回開催するもの。また、代表者会議については、サポートセンターの実施事業として、現行の代表者会議と同様に支援員代表の会議として、統一組織への参加不参加を問わず、委員を選任いただき実施するこ

とを想定。各学童保育所の情報共有の他、市内学童保育所の運営状況を把握したうえで理事会等に意見を集約することを目的とする。

市、サポートセンター、支援員、保護者会の役割分担については上記の内容に沿うもので、市は補助金の交付、指導、監査のほか当面の間の事務局職員の派遣、サポートセンターは運営主体、支援員は学童保育所現場の運営、理事としての参画、保護者会は保護者相互及び支援員との交流、代表者については社員、監事としての参画を想定している。

以上の内容で事務局案を報告し、協議を行った結果、概ねこの内容にて規定等を整備する方向で引き続き検討を進めることとした。

#### 4. 子ども・子育て支援交付金（事業継続支援事業）について

・事業継続支援事業について事務局より報告を行った。前回の代表者会議にて実施を検討している旨報告した事業継続支援事業補助金について、実施することが決定したため、すでにメールにて配布しているものに加え紙ベースの申請書を配布し、内容について説明。申請する場合は4月10日（金）を提出期限としてご提出いただくよう依頼した。

#### 5. その他

・次回の代表者会議について

令和8年4月22日（水）9：00～ 大和郡山市城址会館にて開催予定